

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨（背景及び目的）

全国的に少子化が進む中、国においては、次世代育成を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年に次世代育成支援対策推進法^{*1}が制定され、子育て支援や働き方の改革など、次世代育成に向けた取り組みが強化されてきました。

島根県においても、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年に島根県次世代育成支援行動計画（しまねっ子すくすくプラン）の前期計画を、平成22年に後期計画を策定し、10年間の計画的・集中的な次世代育成支援（少子化）対策の取り組みを進めてきました。

その結果、仕事と子育てが両立できる環境の整備が一定程度進み、合計特殊出生率^{*2}は増加に転じたものの、依然として人口均衡に必要な2.07（人口置換水準）を下回っており、少子化に歯止めがかからない状況が続いています。

少子化の進行は、経済や社会、地域の発展の可能性を根底から揺るがし、社会保障制度等における現役世代の負担の増大、子ども同士の切磋琢磨や、触れ合いの機会の減少による子どもの健やかな成長への懸念など、県民一人ひとりの生活に深刻な影響をもたらします。

こうした中、国においては、社会保障制度改革の一環として、幼児期の教育・保育等の量的拡充と子育てに係る者の資質の向上等を図り、質の高い教育・保育の提供による子どもの健やかな成長の実現や地域子ども・子育て支援の充実等、社会全体で子育てを支援する取り組みを推進するため、平成24年8月に子ども・子育て支援法などいわゆる子ども・子育て関連3法が制定され、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が実施されることになりました。

また、平成26年度末に期限を迎える次世代育成支援対策推進法の期限を10年間延長し、引き続き次世代育成を迅速かつ重点的に推進することとなりました。

さらに、日本全体での人口減少問題が顕著化し、地域における急速な少子高齢化に伴う人口減少と東京圏への人口集中を是正するため「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、「長期ビジョン」と「総合戦略」が策定され、人口減少問題の克服に向けた具体的な取り組みが始まりつつあります。

このような社会情勢の中、島根県においても、出生率を向上し、人口減少に歯止めをかけられるよう、若い世代が安心して働き、希望通り結婚、出産、子育てができる社会の実現を図るとともに、子ども一人ひとりが健やかに成長することができるよう子育て支援の充実に取り組む必要があります。

併せて、障がいのある子ども、ひとり親家庭の子ども等、困難を抱える子どもを含めた全ての子どもが健やかに成長できるよう質の高い教育・保育の総合的な提供、社会的養護体制の充実等を図る必要があります。

このような認識に基づき、県を挙げて計画的・総合的に少子化対策、子ども・子育て支援、次世代育成支援対策を推進するための新たな指針として、「島根県次世代育成支援行動計画」「島根県子ども・子育て支援事業支援計画」「島根県ひとり親家庭等自立支援計画」（しまねっ子すくすくプラン）を策定します。

なお、子ども・子育て支援法では、「教育・保育の質の向上策」や「保育士の人材確保策」等について具体的に定め、計画的に推進していくことが求められています。このため、本計画では、これらの内容について、第4章でその方向性を示したうえで、第5章において具体的な取り組み内容を記載することとしました。

2 計画の性格（法定計画、他の県計画との関係等）

この計画は、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象として、集中的、計画的、総合的に進めていく次世代育成支援対策の方向性、施策の目標、施策の内容を定めるものであるとともに、子ども・子育て支援法第62条第1項の規定に基づき、国の基本指針に即して、市町村子ども・子育て支援計画の達成に資するため、広域的な見地から、教育・保育を提供する体制の確保、地域子ども・子育て支援事業の実施等、子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進に関して必要な内容を定めるものでもあり、併せて、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に基づきひとり親家庭等の自立支援を図る施策を計画的、総合的に進めるために必要な内容を定めるものです。

また、この計画は、「島根県総合発展計画」をはじめ、「しまね青少年プラン」、「島根県社会的養護体制推進計画」、「島根県保健医療計画」、「島根県地域福祉支援計画」、「島根県障がい者基本計画」、「しまね教育ビジョン21」等、他の県計画との整合性を図りながら、「島根県次世代育成支援行動計画〔後期計画〕」、「島根県ひとり親家庭等自立支援計画」を発展的に継承するものです。

3 計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

※1 次世代育成支援対策推進法…地方公共団体及び一定の事業主に対して、次世代育成支援対策（少子化対策）を集中的・計画的・総合的に推進するための行動計画の策定を定めた法律。次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境の整備を目指す。平成36年度までの時限立法

※2 合計特殊出生率…15歳から49歳までの女子の年齢別出生率（出生率＝人口千人あたりの出生数）を合計した値で、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。人口維持に必要な水準は、2.07前後とされている。